

サービスご利用規約

富士フイルムビジネスイノベーション株式会社

本サービスご利用規約（以下、「本規約」といいます。）は、次のサービスに適用するものとします。

Adobe Sign

富士フイルムビジネスイノベーション株式会社（以下、「富士フイルムビジネスイノベーション」といいます。）は、富士フイルムビジネスイノベーションまたは富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社（以下、「富士フイルムビジネスイノベーションジャパン」といいます。）等が、Adobe Systems Software Ireland 社またはその関連会社（以下、「アドビ」といいます。）が管理・運営する Web サイトを通じて提供する電子署名サービス（以下、「Adobe Sign サービス」といいます。）と、Adobe Sign サービスのサポートに関して富士フイルムビジネスイノベーションまたは富士フイルムビジネスイノベーションジャパンから提供されるサービス（以下、「サポートサービス」といいます。）を総称して、「本サービス」といいます。）に関して、本規約を定めます。

ご利用されるお客様は、本規約を遵守することを条件に本サービスをご利用いただけます。

1. 定義

本規約における用語の定義は以下のとおりとします。

- (1) 「サービス提供者」とは、Adobe Sign サービスを提供するアドビと、サポートサービスを提供する富士フイルムビジネスイノベーションおよび富士フイルムビジネスイノベーションジャパンの総称を意味します。
- (2) 「サポートサービス提供者」とは、サポートサービスを提供する富士フイルムビジネスイノベーションおよび富士フイルムビジネスイノベーションジャパンを意味します。
- (3) 「お客様」とは、本規約を承認のうえ、サービス提供者所定の手続に従い、サービス提供者によって本サービスのご利用を許諾された法人を意味します。
- (4) 「利用ユーザー」とは、お客様の管理のもと、本サービスを利用するユーザーを意味します。
- (5) 「サービスシステム」とは、主として本サービス、特に Adobe Sign サービスの用に供することを目的とした電気通信回線設備で、アドビ社が設置する設備を意味します。
- (6) 「端末設備」とは、サービスシステム以外に本サービスの利用に必要な各種サーバ、PC などの端末装置、その他通信設備および通信網であって、お客様ならびに利用ユーザーご自身が設置または第三者と契約する設備等を意味します。
- (7) 「お客様管理者」とは、本サービスの利用に関し、ライセンス管理およびサポートサービス提供者との連絡を担当するお客様が指定する者を意味します。
- (8) 「サービス契約」とは、お客様からの注文書に対してサービス提供者が注文請書を提出することによりお客様とサービス提供者との間で成立する、本サービスに関する契約を意味します。
- (9) 「契約条項」とは、サービス契約の注文書および注文請書に記載の契約条項を意味します。
- (10) 「Adobe Admin Console」とは、アドビが提供するお客様管理者向けの、組織のアドビソフトウェアに関する管理サイト URL: <https://adminconsole.adobe.com> (またはその後継ウェブサイト) を意味します。

2. Adobe Sign サービス

お客様は、Adobe Sign サービスの利用に際し、提供元が定める以下の約款を遵守するものとします。

アドビ基本利用条件：<https://www.adobe.com/jp/legal/terms.html>

3. サポートサービス

お客様に提供するサポートサービスの内容は次のとおりとします。

- (1) サポートサービス提供者は、サポートサービス提供者が指定する連絡先において、次の項目に対

するお客様の日本語での問い合わせに対し、日本語で助言するものとします。

- ① Adobe Sign サービスの基本的なインストール、設定方法
- ② Adobe Sign サービスでの障害発生時の対処方法
- ③ その他、Adobe Sign サービスの利用に際し、サポートサービス提供者がお客様への助言が必要と判断するお問い合わせ

ただし、Adobe Sign サービスの操作方法や障害切り分け、および Adobe Sign サービスを利用した作成物の作成支援、開発行為・商品のカスタマイズ・独自の設計が必要な場合の問い合わせ等は、サポートサービスには含まれないものとします。

- (2) サポートサービス提供者がサポートサービスをお客様に提供する時間帯は次のとおりとします。土曜日、日曜日、国民の祝日および年末年始（12月30日から1月3日）をのぞく、9:00～12:00、13:00～17:30
- (3) サポートサービス提供者は、お客様がサポートサービスを利用する際に有用な情報を、富士フィルムビジネスイノベーションまたは富士フィルムビジネスイノベーションジャパンが運用する Web サイト等にて必要に応じて提供するものとします。

4. 提供条件

- (1) Adobe Sign サービスの提供条件は、第 2 項に掲げる約款で定められるとおりとします。
- (2) お客様はお客様管理者を少なくとも 1 名（最多 2 名まで）選任し、サポートサービス提供者に通知するものとします。
- (3) お客様管理者を変更する場合、お客様はサポートサービス提供者へ通知するものとします。
- (4) 前項 1 号のお客様から富士フィルムビジネスイノベーションへの問い合わせは、お客様管理者に限定するものとします。
- (5) お客様は、本サービスを提供するにあたり必要となるお客様管理者などの情報を、サポートサービス提供者がディストリビューターおよびアドビへ提供することについて同意するものとします。
- (6) サポートサービス提供者は、前項 1 号のお客様からの問い合わせに対し、必要に応じてお客様に代わりにアドビに問い合わせを行い、お客様へ回答できるものとします。
- (7) Adobe Sign サービスの設定やインストールなどは、お客様、利用ユーザー、またはお客様がお客様の責任で依頼した第三者が行うものとします。
- (8) Adobe Sign サービスを利用できるシステム要件等は、お客様、利用ユーザー、またはお客様がお客様の責任で依頼した第三者が、アドビが運用する Web サイトにて公開する使用環境条件等で確認するものとします。
- (9) 本サービスでお客様が利用する通信回線およびインターネット接続事業者との契約は、お客様の費用と責任で締結するものとします。
- (10) お客様が本サービスの契約期間の満了前に本サービスを継続する意思表示を行わない場合、契約条項第 3 条 1 項但し書きによらず、契約期間の満了をもって本サービスは解約となります。
- (11) 解約およびその他の事由による本サービスの終了後、サービス提供者は本サービス上のデータをいつでも予告なく削除できるものとし、お客様は、本サービスの終了前に、お客様の責任をもって必要なデータ等を本サービスから退避させるものとします。
- (12) 前項におけるサービス提供者によるデータの削除、お客様によるデータ退避忘れ等によって、データにアクセスできない等の不具合が生じ、お客様がこれに起因する直接／間接の損害を被った場合にも、サービス提供者は一切の責任を負わないものとします。
- (13) お客様は、本サービスの契約を更新する場合、契約期間満了日の少なくとも 2 か月前までに、サービス契約の注文書をサポートサービス提供者に提出するものとします。
- (14) お客様は、本サービスを解約しても、未払いのサービス料を支払う義務を免れるものではなく、また、本規約に明示された場合を除き、解約前にお客様が支払ったサービス料の払い戻しはできません。
- (15) お客様は、本サービスの利用について、契約明細に記載の数量を、契約明細に記載の契約期間中のみ使用できます。当該期間中の本サービスの使用量が契約明細に記載の数量に満たない場合、その差分を当該期間以降に繰り越すことはできません。
- (16) お客様は、本サービスの使用量を Adobe Admin Console 上で確認するものとします。また、契

約明細に記載の数量に対して使用量の超過が見込まれる場合、お客様は、サポートサービス提供者に本サービスの数量を追加する発注を行うものとします。なお、当該の確認および発注はお客様の責任をもって行うものとします。

- (17) お客様は、前項に定める追加発注を行う場合、使用量の超過が見込まれる日の少なくとも 5 営業日前までに、サービス契約の注文書をサポートサービス提供者に提出するものとします。なお、お客様による追加発注後 5 営業日以内または使用量の超過以前に、本サービスの数量追加が完了することを保証するものではありません。
- (18) お客様が追加発注の義務を怠り、契約明細に記載の数量を超過して使用した場合には、お客様は超過分の代金を支払うものとします。また、お客様の追加発注後、サービス提供者による数量追加の手配完了前に数量を超過した場合、手配完了時以前の超過分については超過代金の対象となります。
- (19) お客様は、サービス契約の解約に関し、契約条項第 3 条第 2 項によらず、契約明細に記載の契約期間中はサービス契約の全部または一部を解約することができないものとします。

5. お客様の責任

- (1) お客様は、本サービスのご利用に際して必要となる端末設備の設定および使用環境条件が、アドビが運用する Web サイトにて公開する使用環境条件に適合するよう維持するものとします。なお、当該設定、維持はお客様の責任と費用をもって行うものとします。
- (2) お客様は、利用ユーザーに本規約の内容を遵守させ、善良なる管理者の注意と義務をもってこれを管理するものとします。
- (3) お客様は、本サービスを利用するにあたり適応される、法律、規制、規則のすべてを遵守するものとします。
- (4) お客様および利用ユーザーは、本サービスに入力・格納される個人情報について、適用を受けるすべての国の個人情報保護に関する法令および関連規則等を遵守して適切に取り扱うものとします。また、富士フイルムビジネスイノベーションは、当該個人情報の不適切な取扱いにより生じた結果について一切の責任を負わないものとします。

6. 制限・禁止事項

- (1) お客様は本サービスの利用にあたり、以下の行為を行なってはいけません。
 - ① 第三者に対して、本サービスを利用する権利を許諾したり与えたりすること
 - ② サービス提供者、他のお客様、または第三者の知的財産権等を侵害する行為、財産・信用・名誉等を毀損する行為および、プライバシーに関する権利、肖像権その他の権利を侵害する行為
 - ③ サービス提供者および第三者に不利益もしくは損害を与える行為、またはそのおそれのある行為
 - ④ 公序良俗に反する行為
 - ⑤ 法令に違反する行為や犯罪行為、それらを幫助する行為、またはそのおそれのある行為
 - ⑥ サービス提供者、他のお客様、または第三者のサイトを装ったフィッシング行為
 - ⑦ 有害プログラムを含んだ情報やデータを登録、提供する行為
 - ⑧ 本サービスに含まれる通信機能を利用して、本サービスとは関係がない第三者または無差別に不特定の者に対してその意思に反し電子メール等を送信する行為、または事前に承認していない送信先に対して電子メールを配信する等の行為
 - ⑨ 本サービスならびにサービス提供者が提供する全てのサービスの運営を妨げる行為、またはそのおそれのある行為
 - ⑩ 本サービスならびにサービス提供者が提供する全てのサービスの信用・名誉等を毀損する行為またはそのおそれのある行為
 - ⑪ その他、サービス提供者が不適切と判断する行為
- (2) サービス提供者は、お客様による本サービスの利用が、前項各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を停止、その他サービス提供者が必要と認める措置を行うことができるものとします。

- (3) サービス提供者は、前項の停止措置をとったことにより発生した直接的、間接的、その他すべての損害について、一切責任を負いません。

7. 損害賠償

- (1) Adobe Sign サービスの損害賠償は、第 2 項の規約で定められるとおりとします。
- (2) お客様が、サポートサービス提供者の責に帰すべき事由を原因として現実に発生した損害の賠償を求めるすべての場合において、サポートサービス提供者は、本契約に別段の定めがある場合を除き、通常かつ直接の損害についてのみ、かつ「サービス料金」の 1 カ月分を限度としてお客様の損害を賠償するものとします。ただし、サポートサービス提供者の故意または重過失による場合はこの限りではありません。
- (3) お客様は、前二号に定める保証が本サービスの利用に関わる唯一の保証であり、その他のすべての危険はお客様のみが負うことをここに確認し、同意するものとします。サービス提供者は、前二号に定める保証を除き、本サービスに含まれた機能がお客様の要求を満足させるものであること、本サービスが正常に作動すること、本サービスに瑕疵（いわゆるバグ、構造上の問題等を含む）が存していた場合に、これが修正されることのいずれも保証いたしません。また、サービス提供者の口頭または書面によるいかなる情報または助言も、新たな保証を行ない、またはその他いかなる意味においても本保証の範囲を拡大するものではありません。サービス提供者は本サービスに付随するサービス等について、お客様の事前の許可なく変更・中止する場合があります。本規約締結時における本サービスと同等の利用環境を永続的に保証するものではありません。

8. 責任の制限および免責事項

- (1) サポートサービス提供者は、アドビまたはディストリビューターである SB C&S が本サービスを継続できない状況が発生した場合、サービス契約第 17 条によらず、本サービスを終了できるものとします。
- (2) サポートサービス提供者は、アドビまたは SB C&S からの十分な情報が提供されなかった場合、サービス契約第 14 条によらず、機能変更・停止に関し、該当変更内容に関する事前通知の責任を負わないものとします。
- (3) サポートサービス提供者は、本サービスの料金改定に関し、契約条項第 5 条によらず、1 カ月前までにお客様に通知することによりサービス料金を改定することができるものとします。ただし、料金改定がお客様に不利とならない場合、料金改定日の前日までに通知することにより当該料金を改定することができるものとします。
- (4) 前二号に関して、万が一、お客様と第三者との間で紛争が生じた場合、お客様の責任で処理解決にあるものとします

9. 知的財産権等

本サービスの実施環境を構成するすべてのプログラム、ソフトウェア、サービス、手続、文書、図面、ドキュメント、商標、商号等に関する所有権、著作権をはじめとするその他一切の知的財産権（以下、「本件知的財産権」といいます。）は、サービス提供者またはそれらの供給者に帰属します。本サービス、本サービスに関する図面、ドキュメントなどの文書は、著作権法およびその他の知的財産権に関する法律ならびに条約によって保護されています。したがって、お客様および利用ユーザーはこれらを他の著作物と同様に扱わなければなりません。なお、本サービスからアクセスされ表示・利用される各コンテンツについての知的財産権は、各情報コンテンツ提供会社の財産であり、著作権法およびその他の知的財産権に関する法律ならびに条約によって保護されています。

10. 契約解除時の措置

本サービス契約が解除時に、サービス提供者がアンインストール・廃棄を要求した場合、お客様はサービス提供者に従わなければなりません。また、本サービス契約の終了後も、第 6 項第 1 号、第 9 項は継続します。

11. 内容、規約の変更

- (1) 富士フイルムビジネスイノベーションはお客様の認識如何に拘わらず、本規約を変更および一部廃止することがあります。この場合には、本規約は、変更後の内容によります。本規約の内容を変更する場合には、富士フイルムビジネスイノベーションが運用する Web サイトまたは電子メール、その他の方法によりお客様に通知等するものとし、ただし、文言の修正等、お客様に大きな不利益を与えるものではない変更の場合には、通知を省略することができるものとします。お客様が変更内容に同意されない場合は、サービス提供者は本サービスの提供を継続する義務を負いません。サービス提供者が本規約の変更を通知または開示した日以降に、お客様が本サービスを利用した場合、お客様は変更後の本規約に同意したとみなされます。
- (2) 富士フイルムビジネスイノベーションまたはアドビは、お客様の認識如何に拘わらず、第 2 項に掲げる約款を変更および一部廃止することがあります。この場合には、サポートサービス提供者はお客様への通知の責任を負わず、また、お客様は当該約款に定める内容に同意するものとし、

12. その他

- (1) 本サービスは、日本国内のお客様にのみ提供されます。当該地域以外にお住まいの方は、原則としてユーザー登録およびサービスのご利用はできません。
- (2) サービス提供者は、お客様から提供される個人情報の収集、利用及び管理に関し、適用される個人情報の保護に関する法令および以下の URL に記載のお客様にご案内するプライバシーポリシーを遵守します。
https://direct-fb.fujifilm.com/ap1/sc/no_login_privacy_policy/
- (3) Adobe Sign における個人情報の取扱いについては、次のアドビ社プライバシーポリシーが適用されるものとします。
アドビ社プライバシーポリシー：<https://www.adobe.com/jp/privacy/policy.html>

令和 2 年 5 月 1 日制定

令和 2 年 6 月 1 日改定

令和 3 年 4 月 1 日改定

令和 4 年 4 月 1 日改定

令和 4 年 10 月 1 日改定

(改定内容は、https://www.fujifilm.com/fb/support/service/adobe_sign/agreement.html を参照)

以上